

平成 26 年 6 月 27 日

学生の皆さんへ

インターネット上の著作権侵害等に関する注意について

すでにご存知のとおり，近年，インターネット上でファイル共有ソフトウェア（P2P）を用いて，音楽・映画・テレビ番組・ゲームソフト等の著作物を，権利者の許諾を得ることなく違法にアップロードし，また，違法配信と知りながらダウンロードするといった著作権侵害行為が，社会的な問題となっています。本学でも，情報倫理・コンピュータ利用ガイドライン（<http://www.cie.u-tokyo.ac.jp/guidelinepanf.pdf>）を日英中韓併記で作成し，リーフレットを頒布するとともに，違法ダウンロードに関するポスターを掲示するなど，注意喚起を積極的に行ってきました。

しかし，残念ながら学内においてファイル共有ソフトウェアによる著作権侵害行為が引き続き発生しており，今年度についても複数件の通報がされております。

教育研究活動におけるネットワーク利用が不可欠となっている現状では，一層の注意を払う必要があります。

上記のリーフレットを熟読していただくとともに，注意すべきポイントとして，

- ・法令及び本学の規則を遵守すること
- ・本学のネットワークの利用は教育・研究に関する目的に限られること
- ・P2P 型ファイル共有ソフトウェアは，教育・研究上どうしても必要である場合以外は使用しないこと
- ・著作物の違法なアップロードやダウンロードは，学内外を問わず行わないこと
- ・情報倫理に反する行為は懲戒処分等の対象となりうること

以上をしっかりと認識した上で、コンピュータ環境を利用してください。

本件問い合わせ先

本部情報システム部情報戦略課

E-mail: jouhousenryaku@ml.adm.u-tokyo.ac.jp